



2026年7月9日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長・CEO 寺 下 史 郎
(コード番号：6035、東証スタンダード)
問 合 せ 先 常務取締役経営企画部長 藤 原 豊
(TEL. 03-3519-6750)

**(開示事項の経過) 当社子会社に対する訴訟に関する
最高裁判所の決定(上告不受理)及び判決確定(全面勝訴)のお知らせ**

当社は、当社の連結子会社である株式会社アイ・アールジャパン(以下「当社子会社」といいます。))に対し、アジア開発キャピタル株式会社及びアジアインベストメントファンド株式会社(以下、総称して「原告ら」といいます。))が提起した訴訟(以下「本件訴訟」といいます。))について、2026年2月17日付「(開示事項の経過) 当社子会社に対する上告の提起及び上告受理申立てに関するお知らせ」にて、原告らが最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行った旨をお知らせしておりました。

このたび、最高裁判所は、原告らの上告を棄却するとともに、上告受理申立てについて受理しない旨の決定を行い、当社子会社の勝訴判決が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決定があった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 最高裁判所
- (2) 決定日 2026年7月8日(本書面受領日：2026年7月9日)

2. 決定の内容

- (1) 原告らの上告を棄却する旨
 - (2) 原告らの上告受理申立てを受理しない旨
 - (3) 上告費用及び申立費用は原告らの負担とする旨
- これにより、東京高等裁判所による控訴棄却判決が確定いたしました。

3. 本件訴訟の判決が確定した経緯

本件訴訟につきましては、2025年7月18日に東京地方裁判所が原告らの請求を棄却する判決を言い渡し、その後、2026年1月21日に東京高等裁判所が原告らの控訴を棄却する判決を言い渡しておりました。

これに対し、原告らは2026年2月6日に最高裁判所へ上告及び上告受理申立てを行っておりましたが、このたび最高裁判所において本件上告の理由は明らかに民事訴訟法に規定する事由に該当せず、また、本件上告受理申立ては同法により受理すべきものとは認められないとして、上記決定がなされ、当社子会社の勝訴判決が確定いたしました。

